

計機健康保連絡報

第601号

被扶養者の資格確認（検認）について

被扶養者の資格確認（検認）を左記のとおり実施しますので、ご協力のほどお願いいたします。平成30年より税法の改正により控除対象配偶者の収入の上限が150万円に引き上げられましたが、健康保険における被扶養者の扶養基準の収入は130万円に変更はありません。的確な収入確認のため、収入のある被扶養者については収入額に関わらず年間収入等を確認できる証明書類を添付してください。

【書類送付日】平成31年1月8日（火）

【対象者】平成30年12月10日現在の全被扶養者です。ただし、

次の被扶養者を除きます。

① 18歳未満の被扶養者（平成12年4月2日生まれ以降の被扶養者）

② 認定日が平成30年4月1日以降の被扶養者

③ 平成31年3月31日までに後期高齢者医療制度に該当する（昭和19年3月31日生まれ以前）被保険者の被扶養者

④ 平成31年3月31日までに後期高齢者医療制度に該当する（昭和19年3月31日生まれ以前）被扶養者

【提出書類】①被扶養者確認調書総括表

②健康保険被扶養者確認調書

③添付書類

給与所得のある方は源泉徴収票の写しと交通費の金額がわかる直近の給与明細等の写し
自営業の方は、確定申告書の写しと収支内訳書の写し
被保険者と別居の方は、援助額の証明書等

（別居の学生は援助額の証明は不要ですが、学生証の写しが必要です。）

同居要件のある方は、世帯全員の記載された住民票の原本

【提出期限】平成31年2月28日（木）

【業務課】TEL 03(3264)4332

年末年始の事務取扱について

健保会館は12月29日（土）から1月6日（日）の間、休館とさせていただきます。この前後の各種届出書、申込書等の受付は左記のとおりとなりますので、ご協力をお願いします。

【被保険者証関係】

12月28日（金）受付分までは年内処理し、郵送または窓口交付します。新年は、1月7日（月）午前9時からの受付となります。

【給付金支払い関係】

12月7日（金）受付分までは、年内最終支払い12月25日（火）に支払いする予定ですが、書類の不備や調査が必要なものは、後日の支払いとなります。

新年は、1月15日（火）が最初の支払いになります。

【診療所の一般外来診察】

12月28日（金）午後4時までです。新年は、1月7日（月）午前9時からとなります。

賞与等の支払いがあった事業所について

賞与等の支払いがあった事業所については、「被保険者賞与支払届」及び「被保険者賞与支払届総括表」を提出するようお願いいたします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、「被保険者賞与支払届総括表」の届出は必要です。

【業務課】TEL 03(3264)4332

医療費のお知らせについて

7月分から9月分の「医療費のお知らせ」を12月21日（金）に事業所へ送付しますので、被保険者の皆様へ配付方よろしく願います。

なお、「医療費のお知らせ」は3か月毎の発行です。

【審査課】TEL 03(3264)4427